

岩手県告示第 409 号

平成 19 年 4 月 3 日付岩手県報第 10647 号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成 19 年岩手県告示第 309 号及び 310 号）の内容について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により当該森林に係る所有者に通知する場合において、その所有者の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林の所有者への通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 奥州市衣川区畦畑山 18 の 2、18 の 4 から 18 の 6 まで、18 の 9、18 の 17 から 18 の 19 まで、18 の 21、18 の 23、18 の 24、18 の 26、18 の 30、18 の 44 から 18 の 48 まで、18 の 56、18 の 57、18 の 61 から 18 の 64 まで、下大森 198 の 171、198 の 177、後山 18 の 23、18 の 28、増沢 273 の 58、盛岡市新庄字中津川 21 の 1、字小貝沢 1 の 9、1 の 11、和賀郡西和賀町川尻 41 地割 95 の 16、95 の 22、湯川 52 地割 1 の 16、1 の 31、1 の 58、53 地割 1 の 3、1 の 60、2 の 3
- (2) 所有者の氏名 芦萱徳雄、及川欣平、及川堅一、小形和昭、小形林平、金沢草美、金沢吉展、上村建洋、狩原弘一、小坂守、斎藤洋三、佐々木幸夫、菅原泉、菅原廣、鈴木丑雄、高鷹リエ、高橋アイ、高橋修、高橋信雄、高橋ミヨ、高橋義見、高橋吉郎、田中敏業(株)、千田哲、千田庄市、千葉慎、増田光子、増田みね子、矢部博子、有限会社総合環境事業サービス、吉野久三郎、吉野國雄、渡辺定義

2 通知の内容を掲示した場所及び期間

- (1) 場所 岩手県農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び西和賀町役場
- (2) 期間 平成 19 年 4 月 3 日から同年 5 月 3 日まで